

## 課外活動に係る共用自動車使用の取扱いについて

校 長 裁 定

平成17年10月1日制定

平成20年9月1日改定

平成28年4月1日改定

令和5年4月1日改定

佐世保工業高等専門学校共用自動車を課外活動で使用する場合は、この取扱いによるものとする。

第1 課外活動に伴い共用自動車を使用する場合は、課外活動参加願いを用い、生活支援係に提出し申し込むものとする。

第2 課外活動で使用する際のスクールバス代行運転手配は生活支援係で行うものとする。

第3 課外活動の運行に係る経費（燃料代、有料道路代金等）は、当該クラブ負担とし、燃料補給については次の要領によるものとする。

（1）スクールバスに係る燃料補給は、満タンに給油して返却すること。

（2）スクールバスを除く共用自動車に係る燃料補給は、走行距離に応じ、1リットル当たり10kmで算出し給油して返却すること。なお、端数が生じた場合は、四捨五入するものとする。

（3）給油後は、給油所発行の納品書（領収書）の写しを契約係に提出するものとする。

第4 課外活動で休日に共用自動車を使用する場合の鍵の受渡しは、守衛室で行うものとする。

第5 課外活動の運行に係る経費の負担は、原則として第3によるものとし、次の場合の運行経費は、学校経費で負担するものとする。

（1）長崎県高等学校体育連盟主催大会

（高総体及び新人大会並びにその上位大会）

（2）長崎県高等学校文化連盟主催行事

（3）地区高専体育大会及び全国高専体育大会

（4）高専ロボットコンテスト地区大会

第6 上記により難しい場合及びこの取扱の改廃については、総務課長及び学生課長双方の協議により決定するものとする。